

団体名	採用者数(人)															
	身体障害者		視覚		聴覚・平衡		音声・言語・そしゃく		肢体不自由		心臓、じん臓・呼吸器等		知的障害者		精神障害者	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
北海道	3								3							
青森県	2	3				1			1	1	1	1				
岩手県	3	1							2	1	1	1				
宮城県	5	3			1				3	2	1	1				
秋田県	3	2							2	1	1	1				
山形県		1				1										
福島県	4				1		3									
茨城県	3	4			1				1	3	1	1				
栃木県	2	1							1	1	1	1				
群馬県	2	2		1					1		1	1				
埼玉県	5	1				1			5							
千葉県	2	2	1						1	1		1				
東京都	34	8	7	1	3				13	4	11	3				
神奈川県	3	4		1					2	1	1	2				
新潟県	5	1							3	1	2					
富山県	1		1													
石川県	2										2					
福井県	1	1				1			1							
山梨県	1								1							
長野県	4								2		2					
岐阜県	2	1				1			1		1					
静岡県	1				1											
愛知県	8	4					1		4	3	3	1	1			
三重県	1	2			1					2						
滋賀県	2	1			1				1	1						
京都府	1								1				1			
大阪府	5	4	2	2					1	1	2	1				
兵庫県	2	2					1	1			1	1				
奈良県		1										1				
和歌山県		1								1						
鳥取県																1
島根県	3		1						1		1					
岡山県	3	2							3	1		1				
広島県	3	2				1			2	1	1					
山口県	1	3									1	3				
徳島県	2	3				1			2	1		1				
香川県	1	3							1	1		2				
愛媛県	2	1		1							2					
高知県		3								3						
福岡県	3	2	1		1	1			1			1				
佐賀県		1								1						
長崎県	1										1					
熊本県	2	2							2	1		1				
大分県	1	1							1	1						
宮崎県	2	1	1			1			1							
鹿児島県	2								2							
沖縄県		1										1				
合計	133	75	14	6	10	9	5	1	66	34	38	25	2			1

(注) 1 本表は、平成28年度中に障害者を対象として、別枠による採用を実施したもののすべてについて記載している。  
 2 複数の障害を有する場合は、最も重度な区分の欄に記載している。  
 3 本表における用語は、次に掲げるとおりとする。  
 (1)「障害者」 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第1号に規定する障害者をいう。  
 (2)「身体障害者」 障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者をいう。  
 (3)身体障害者の内訳は、障害者雇用促進法別表中「一」から「五」にそれぞれ区分するものをいう。  
 (4)「知的障害者」 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者をいう。  
 (5)「精神障害者」 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者をいう。

H28年度 障害者を対象とした別枠による採用の状況(政令市)

平成30年8月30日  
 総務省公務員部公務員課提出資料  
 勤務条件等に関する調査(平成29年度実施)

団体名	採用者数(人)															
	身体障害者		視覚		聴覚・平衡		音声・言語・そしゃく		肢体不自由		心臓、じん臓・呼吸器等		知的障害者		精神障害者	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
札幌市	1								1							
仙台市	5								5							
さいたま市	1								1							
千葉市	2	1							1	1	1					
横浜市	4	3	1	1		1			2	1	1					
川崎市	10	2			2	2			5		3					
相模原市	3								3							
新潟市		2								2						
静岡市	2								2							
浜松市	1										1					
名古屋市	8	5				2			5	2	3	1	1			
京都市		2								1		1				
大阪市	1	3							1	3						
堺市	2								2							
神戸市	2								1		1					
岡山市	3	1							2	1	1					
広島市	4	5		2	1				1	2	2	1				
北九州市	3	2					1		1	1	1	1				
福岡市	3	2							2	2	1					
熊本市	2	1							2			1				
合計	57	29	1	3	3	5	1		37	16	15	5	1			

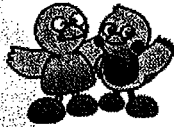
- (注) 1 本表は、平成28年度中に障害者を対象として、別枠による採用を実施したものすべてについて記載している。  
 2 複数の障害を有する場合は、最も重度な区分の欄に記載している。  
 3 本表における用語は、次に掲げるとおりとする。  
 (1)「障害者」 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第1号に規定する障害者をいう。  
 (2)「身体障害者」 障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者をいう。  
 (3)身体障害者の内訳は、障害者雇用促進法別表中「一」から「五」にそれぞれ区分するものをいう。  
 (4)「知的障害者」 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者をいう。  
 (5)「精神障害者」 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者をいう。

H28年度 障害者を対象とした別枠による採用の状況(市区町村)

平成30年8月30日  
 総務省公務員部公務員課提出資料  
 勤務条件等に関する調査(平成29年度実施)

団体名	採用者数(人)															
	身体障害者		視覚		聴覚・平衡		音声・言語・そしゃく		肢体不自由		心臓、じん臓・呼吸器等		知的障害者		精神障害者	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
北海道	17	4							8	2	9	2	1			1
青森県	1	3							1	2		1				
岩手県	4	2							4	2						
宮城県	3	1							1	1	2					1
秋田県	1								1							
山形県		2				1						1				
福島県	5	3							3	1	2	2				
茨城県	10	5		1				1	7	3	3					
栃木県	6	3							2	1	4	2				
群馬県	7	2				2	1		4		2					
埼玉県	11	3		1		1	1		9		1	1				
千葉県	10	4	1		1	2			5		3	2				
東京都	4	8							1	6	3	2				
東京都(区)	17	4	2			1			8	3	7					
神奈川県	8	3				1			4	1	4	1	2		6	
新潟県		2									2		1			
富山県		1									1					
石川県	1								1							
福井県																
山梨県																
長野県		4		1		1					1	1				
岐阜県	3								3							
静岡県	4	1			2				2	1						
愛知県	20	8	3						7	6	10	2				
三重県	5	1							3	1	2					1
滋賀県	3	1				1			2		1					
京都府	2								1		1					
大阪府	12	6	3		1		1		4	5	3	1				
兵庫県	9	3			1				6	2	2	1			2	1
奈良県	2		1						1				1			
和歌山県	4	2							2	1	2	1	1			
鳥取県	2				1						1					
島根県																
岡山県	3				1				1		1					
広島県	1	1			1					1						
山口県	2	3							1	2	1	1				
徳島県	1	2								1	1	1				
香川県	2	1	1						1			1				
愛媛県	2								2							
高知県	1								1							
福岡県	5	5							3	3	2	2				
佐賀県	3								1		2					
長崎県	6								3		3					
熊本県	2				1				1							
大分県	2	3	1						1	2		1				
宮崎県	3				2				1							
鹿児島県	3	3		1					1	2	2					
沖縄県		1										1				
市区町村計	207	95	12	4	11	10	3	1	107	53	74	27	6		8	4

- (注) 1 本表は、平成28年度中に障害者を対象として、別枠による採用を実施したもののすべてについて記載している。  
 2 複数の障害を有する場合は、最も重度な区分の欄に記載している。  
 3 本表における用語は、次に掲げるとおりとする。  
 (1)「障害者」 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第1号に規定する障害者をいう。  
 (2)「身体障害者」 障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者をいう。  
 (3)身体障害者の内訳は、障害者雇用促進法別表中「一」から「五」にそれぞれ区分するものをいう。  
 (4)「知的障害者」 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者をいう。  
 (5)「精神障害者」 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者をいう。



# 埼玉県 電子申請・届出サービス

手続き申込	申込内容照会	職責署名検証	利用者登録
ログイン			

[申請団体選択へ](#) [申請書ダウンロードへ](#) [ヘルプ](#)

## 手続き申込

手続き検索 STEP 1	手続き一覧 STEP 2	手続き内容 STEP 3	メールアドレス入力 STEP 4	確認メール送信完了 STEP 5	申込 STEP 6	申込確認 STEP 7	申込完了 STEP 8
-----------------	-----------------	-----------------	---------------------	---------------------	--------------	----------------	----------------

### 手続き説明

この手続きは連絡が取れるメールアドレスの入力が必要です。  
下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	<u>平成30年度身体障害者及び精神障害者を対象とした埼玉県職員採用選考(一般事務)</u>
説明	平成30年度身体障害者及び精神障害者を対象とした埼玉県職員採用選考(一般事務)を受け付けます。主な受験資格は以下のとおり(詳細は必ず受験案内で確認してください。) ・昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 ・身体障害者手帳(1級から6級)または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ・自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人 ・平成30年9月7日(金)現在、埼玉県内に住所を有し、引き続き埼玉県内に住所を有する人(在学又は訓練所入所のために一時県外に居住している人で、家族が県内に住所を有する人を含む。)
受付時期	2018年8月15日9時30分～2018年9月7日17時00分

問い合わせ先	埼玉県 人事委員会事務局 任用審査課 採用試験担当
電話番号	048-822-8181
FAX番号	048-830-4930
メールアドレス	a6402-10@pref.saitama.lg.jp

### <利用規約>

埼玉県電子自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約

#### 1 目的

この規約は、埼玉都市町村電子申請共同システム(電子申請・届出サービス)(以下「本システム」といいます。)を利用して埼玉県及び埼玉県内の市町村(以下「構成団体」といいます。)に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。  
登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。



平成29年度

身体に障害のある人を対象とする

さいたま市職員採用選考案内・申込書

平成30年4月1日採用予定

さいたま市人事委員会

本選考の受験申込受付は終了しました。参考として掲示します。

点字による受験ができます。また、点字による選考案内も作成していますので、ご希望の方はさいたま市人事委員会事務局までご連絡ください。

第1次選考日 平成29年10月22日(日)

申込方法及び期間

インターネット 9月13日(水) 午前9時から9月22日(金) 午後5時まで

郵 送 9月13日(水) から9月26日(火) まで 【消印有効】

※郵送の場合は、必ず特定記録郵便で申込みください。

## 1 選考区分、採用予定人員及び職務概要

選考区分	採用予定人員	職務概要
行政事務	<u>5人程度</u>	本庁各局や区役所、教育委員会その他の行政委員会事務局などに配属され、一般行政事務に従事します。

◆採用予定人員は、事業計画等により増減する場合があります。

## 2 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす人

(1) 次のすべてに該当する人

- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人
- イ 平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
- ウ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

(2) 次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

(3) 次のいずれにも該当しない人

- ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人



平成30年度

# 身体障害者を対象とした 京都府職員採用選考試験案内

## 受付期間

平成30年8月10日(金)～8月24日(金)

## 第1次試験日

平成30年9月16日(日)

京都府人事委員会

この採用選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、京都府内に居住する身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

## 1 試験区分及び採用予定人数

事務 5名程度

## 2 職務内容

知事部局、教育委員会、警察本部等に勤務して、事務に従事します。

## 3 受験資格

昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方(平成31年4月1日現在における年齢が18歳～30歳の方)で、次の(1)から(4)までの全ての条件を満たす方

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの方
- (2) 京都府内に居住している方(通学等のため一時的に府外に居住している方を含む。)
- (3) 日本国籍を有する方
- (4) 地方公務員法第16条各号に該当しない方

(参考)

地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方

- ・ 成年被後見人又は被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 京都府において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



平成30年度

知的障害者を対象とした  
京都府職員採用選考試験案内

京都府  
京都府人事委員会

申込受付期間  
平成30年8月10日(金)～8月24日(金)  
第1次試験日  
平成30年9月15日(土)

この採用選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、京都府内に居住する知的障害者の雇用の促進を図ることを目的として行うものです。

1 試験区分及び採用予定人数

事務 若干名

2 採用時の勤務場所及び職務の内容

勤務場所	職務の内容
京都府立京都高等技術専門校	文書の整理・発送、文書印刷、データ入力、各種行事・会議の準備等

3 受験資格

昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方(平成31年4月1日現在における年齢が18歳～30歳の方)で、次の(1)から(4)までのすべての条件を満たす方

- 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方
- 京都府内に居住している方(通学等のため一時的に府外に居住している方を含む。)
- 日本国籍を有する方
- 地方公務員法第16条各号に該当しない方

(参考) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方

- 成年被後見人又は被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 京都府において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者